

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和2年 6月 8日

福岡県知事 殿

提出者

住所

福岡県鞍手郡鞍手町中山2425-9

氏名

地方独立行政法人 くらて病院

院長 田中 宏明

電話番号

0949-42-1231

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	地方独立行政法人 くらて病院
事業場の所在地	福岡県鞍手郡鞍手町中山2425-9
計画期間	令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	8311 一般病院
② 事業の規模	病床数 222床
③ 従業員数	303名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	院内医療業務によって発生する感染性廃棄物を収集運搬業者(株)日本医療環境サービスと委託契約し、収集運搬させる。(株)日本医療環境サービスは、収集した感染性廃棄物を積替・保管し、委託契約している中間処理業者ジェムカ(株)に搬入し中間処理(焼却)する。中間処理後の燃え殻は、最終処分場(株)大和に搬入し、最終処分として管理型埋立を実施している。

(日本産業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	76.257 t	
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場職員への感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別指導強化</li> <li>・コスト意識の教育による分別の必要性の教育</li> <li>・外部講師（収集運搬業者）による研修会実施</li> </ul>		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	76.000 t	
	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物専用容器の使い分け（ポリ容器・段ボール箱）及び 非感染性廃棄物混入廃棄防止の為に院内マニュアル見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・院内感染防止対策委員会における分別知識・対処の指導                現場職員への知識の指導・抜き打ちチェックによる確認</li> <li>・感染ポリ容器への廃棄物・感染段ボール箱への廃棄物の再確認                と、現場職員への徹底を図る</li> <li>・分別の徹底によるコストダウンへの方向付け</li> </ul>		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染性廃棄物と非感染性廃棄物の徹底分別指導</li> <li>・コストダウン・感染性廃棄物の減量につながる分別の教育</li> </ul>		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集運搬業者より指導を受け、感染マニュアルを十分理解し、分別の指導を徹底し、分別の必要性・コスト意識の植え付けをする</li> </ul>		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	76.257 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	76.257 t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>感染性廃棄物の収集運搬及び処理委託については、県知事許可を取得している正規の業者で、優良認定を取得を選択している業者を優先する。当病院の排出量に対応出来る収集体制・緊急対応が可能な業者を選定する。</li> </ul>			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	76.000 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	76.000 t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県の許可証を確認して契約対象を選択し、委託処理をしていく(優良企業認定を受けている業者を優先選択する)。</li> <li>・今後も、中間処理方法・最終処分方法及びそれに付随する料金等を考慮し、年度末に検討する。</li> <li>・感染性廃棄物の分別指導をより進め、使用容器の選択にも十分に検討し、感染ポリ容器2種類・感染段ボール容器2種類を適切に使い分けて分別・減量に努める。</li> </ul>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和元年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	76.257 t	
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>平成29年9月1日より利用開始し、今後も引き続き使用予定である。他の産業廃棄物を排出する場合も電子マニフェストを使用する予定である。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理体制図

